

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）（第四条関係）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第五章（略） 第六章 特定会社の中間財務諸表（第七十四条・第七十五条） 第七章 外国会社の中間財務書類（第七十六条―第八十条） 附則 （適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第三十八条の三	目次 第一章～第五章（略） 第六章 外国会社の中間財務書類（第七十四条―第七十八条） 附則 （規則の適用） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第三十八条の三に規定する特定

に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。」又は第七十四条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第二条を除き、この章から第六章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 (略)

3 財務諸表等規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

(適用の特例)

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、中間連結財務諸表を作成していない場合に限り、第六章の定めるところによることができる。

信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。以下「中間財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第五章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 (略)

(新設)

(新設)

- 一 財務諸表等規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。
- 二 当中間会計期間の直前の事業年度又は当中間会計期間の直前の四半期会計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第三条第四号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が中間貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表又は四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準によつて作成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

（外国会社の特例）

第二条 外国会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社をいう。第七章において同じ。）が提出する財務書類のうち、中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによるものとする。

第六章 特定会社の間接財務諸表

（特定会社の間接財務諸表の作成基準）

第七十四条 特定会社が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。

2 特定会社は、前項の規定により作成した中間財務諸表のほか、指

第二条 外国会社（財務諸表等規則第一条の二に規定する外国会社をいう。第六章において同じ。）が提出する財務書類のうち、中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによるものとする。

（新設）

（新設）

定国際会計基準によつて中間財務諸表を作成することができる。

(会計基準の特例に関する注記)

第七十五条 指定国際会計基準によつて作成した中間財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準によつて中間財務諸表を作成している旨
- 二 特定会社に該当する旨及びその理由

第七章 外国会社の中間財務書類

第七十六条〜第七十九条 (略)

(注記の方法)

第八十条 第七十七条から前条までの規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

- 2 第七条第三項の規定は、第七十七条及び第七十八条の規定により注記をする場合に準用する。

(新設)

第六章 外国会社の中間財務書類

第七十四条〜第七十七条 (略)

(注記の方法)

第七十八条 第七十五条から前条の規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

- 2 第七条第三項の規定は、第七十五条及び第七十六条の規定により注記をする場合に準用する。